

○袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例

昭和49年9月20日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対し、医療費等を給付することにより経済的援護をするとともに完全な治療を図り社会復帰を促進することを目的とする。

(平7条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。

(2) 医療費

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例により算出した費用のうち被保険者が精神障害の治療のために保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金をいう。

(3) 保護者

精神障害者の成年後見人、未成年後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者をいう。

(昭63条例14・平7条例6・平7条例25・平11条例5・平12条例23・平18条例12・平19条例28・平26条例30・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、精神障害者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1月以上にわたり治療を受け、医療費を支払っている者
- (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する自立支援医療のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療を利用する者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 精神障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、給付事由の生じた月の属する年度（給付事由の生じた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円以上であるもの
- (2) 本市以外において精神障害者に係る医療費の給付を受けることができる者

（平26条例30・全改）

（給付額）

第4条 給付する額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 対象者の医療費の自己負担額。ただし、自己負担額に対する付加給付等があるときは、その額を控除した額とする。
- (2) 当該精神障害の治療に伴い保険医療機関又は保険薬局に支払った診療・調剤報酬証明手数料の額。ただし、1件につき200円を限度とする。

(平 2 6 条例 3 0 ・ 全改)

(受給権者)

第 5 条 対象者又は本市に住所を有する保護者(以下「受給権者」という。)は、この条例の定めるところにより医療費等の給付を受けることができる。

(平 7 条例 6 ・ 平 1 9 条例 2 8 ・ 平 2 6 条例 3 0 ・ 一部改正)

(資格証)

第 6 条 医療費の支給を受けようとする対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより受給資格の登録を申請し、資格証の交付を受けなければならない。

(平 2 6 条例 3 0 ・ 全改)

(届出の義務)

第 7 条 資格証の交付を受けた対象者は、前条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(平 2 6 条例 3 0 ・ 追加)

(給付の申請及び決定)

第 8 条 給付を受けようとする受給権者は、規則に定めるところにより市長にその旨を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき給付の適否を決定するものとする。

3 第 1 項に規定する申請は、対象者が受けた医療に関する医療費等を支払った日の翌日から起算して 2 年以内に申請しなければならない。

(平 2 6 条例 3 0 ・ 追加)

(返還)

第 9 条 市長は、受給権者が偽りその他不正の手段により医療費等の給付を受けたときは、その者に既に給付した医療費等の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による返還を命ずる場合は、当該返還を命ずる者に対し、その理由を示さなければならない。

(平 7 条例 6 ・平 8 条例 2 0 ・一部改正、平 2 6 条例 3 0 ・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 6 条例 3 0 ・旧第 8 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 4 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 6 3 年条例第 1 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町精神障害者医療費給付条例の規定は、昭和 6 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 7 年条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前においてなされた医療に係る医療費等にあつては、改正後の袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 7 年条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 2 0 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年条例第 5 号)

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年条例第 2 3 号)

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年条例第 1 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年条例第 2 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前においてなされた医療に係る支給については、改正後の袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、改正後の袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例(以下「新条例」という。)の規定による資格証の交付その他新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後になされた医療に係る給付について適用し、施行日前においてなされた医療に係る給付については、なお従前の例による。

○袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則

昭和49年9月20日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例（昭和49年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平7規則10・一部改正)

(基準世帯員)

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する精神障害者と生計を一にする者として規則で定めるものは、次の各号に掲げる対象者（条例第3条第1項に規定する「対象者」をいう。以下同じ。）の区分に応じ、加入する医療保険の同一被保険者となる者（以下「基準世帯員」という。）とする。ただし、対象者が基準世帯員（当該精神障害者の配偶者を除く。）の扶養親族又は被扶養者に該当しないときは、基準世帯員を当該対象者の配偶者のみであるものとすることができる。

- (1) 対象者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 対象者の加入している医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。以下同じ。）の規定による被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者

手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

(2) 対象者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 対象者の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

(3) 対象者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 対象者の加入している後期高齢者医療の被保険者（当該医療の給付に係る対象者以外の者であって、かつ、同一の世帯に属する者に限る。）

(平 2 7 規則 3 7 ・全改)

(所得割の額の算定方法)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する市町村民税の所得割の額の算定方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7 並びに附則第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（1 6 歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する特定扶養親族（1 9 歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、当該各号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 3 1 4 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 条例第 3 条第 2 項第 1 号の合算した額の算定については、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者が医療保険各法の規定による被保険者である場合 当該対象者の市町村民税の所得割の額

(2) 対象者が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者である場合 当該対象者の市町村民税の所得割の額及び当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額を合算した額

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者である場合 当該対象者の市町村民税の所得割の額及び当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額を合算した額

(4) 対象者が前3号のいずれにも該当しない者である場合 当該対象者に関する基準世帯員の市町村民税の所得割の額

（平27規則37・全改）

（受給資格の登録）

第4条 条例第6条の規定により受給資格の登録を申請しようとする者

（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格登録申請書（様式第1号。以下「資格登録申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（精神通院医療）受給者証の写し

(2) 第2条各号に掲げる医療保険に係る被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）の写し

(3) 対象者と基準世帯員の市町村民税の所得割の額が分かる証明書

(4) 第2条第1号に該当する場合は付加給付等証明書（様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市において市町村民税の所得割の額を確認することができる者であって、対象者及び基準世帯員が同意したものについては、市町村民税の所得割の額が分かる証明書の提出を省略することができる。

（平27規則37・追加）

(受給資格の登録事項)

第5条 前条の受給資格の登録事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 対象者に係る障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）受給者証の記載事項
- (3) 対象者に係る被保険者証等の記載事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(平27規則37・追加、平27規則51・一部改正)

(資格証の交付)

第6条 市長は、申請者から資格登録申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査した上、受給資格の要件に該当する場合にあっては袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格証（様式第3号。以下「資格証」という。）を交付するものとし、該当しない場合にあっては袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格認定却下通知書（様式第4号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 資格証の交付を受けた対象者は、紛失又は毀損若しくは汚損等の理由により資格証の再交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市精神障害者医療費等資格証再交付申請書（様式第5号。以下次項において「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の再交付申請書の提出があったときは、当該対象者に資格証を再交付するものとする。

(平27規則37・追加)

(資格証の有効期間及び更新)

第7条 資格証の有効期間は、資格登録申請書の提出があった日の属する月の翌月1日から最初に到来する7月31日までとする。ただし、転入

により受給資格を有した場合で、受給資格を有した日から起算して1月以内に資格登録申請書の提出があったときの資格証の有効期間の起算日は、受給資格を有した日とする。

2 市長は、資格証の有効期間が終了し、当該対象者が引き続き受給資格を有する場合には、資格証の更新を行うものとする。この場合の有効期間は、8月1日から最初に到来する7月31日までとする。

(平27規則37・追加)

(届出の義務)

第8条 条例第7条の規定による届出は、袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格登録内容変更届(様式第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(平27規則37・追加)

(給付の申請及び決定)

第9条 対象者が、保険医療機関又は保険薬局(以下この項において「保険医療機関等」という。)において精神障害の治療を受け、その医療費等の給付を受けようとするときは、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付申請書(様式第7号)に、保険医療機関等の発行する診療(調剤)報酬点数が明示された領収書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、基準世帯員の入院期間中の医療費等にあつては、袖ヶ浦市精神障害者医療費等届出書(様式第8号)を添付しなければならない。

2 前項の申請には、被保険者証等及び資格証を市長に提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査した上、医療費等の給付の可否を決定し、その結果を袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付認定(却下)通知書(様式第9号)により、当該対象者にその旨を通知するものとする。

(平27規則37・追加)

(受給資格の喪失)

第10条 対象者が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、速やかに袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格喪失届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) 生活保護を受給したとき。
- (4) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の受給を受けなくなったとき。
- (5) その他医療費等の給付を必要としなくなったとき。

2 市長は、対象者が受給資格を喪失したことを確認したときは、受給資格を取り消すものとする。

（平27規則37・追加）

（代理）

第11条 条例及びこの規則に定める申請及び届出等は、保護者が行うことができる。

（平27規則37・追加）

（台帳の管理）

第12条 市長は、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付に係る事項を記載し整理するため、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付台帳（様式第11号。以下この条において「台帳」という。）を作成するものとする。ただし、台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって、事務を支障なく行うことができる場合については、台帳の作成を省略することができる。

（平27規則37・追加）

附 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第8号の5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 3 年規則第 3 1 号）抄

この規則は、昭和 5 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 1 0 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年規則第 3 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後においても、平成 2 0 年 3 月以前の医療に係る申請及び認定については、改正後の袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年規則第 3 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 市長は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）前において、改正後の袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定による資格証の交付その他新規則の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

3 新規則の規定は、施行日以後になされた医療に係る支給について適用し、施行日前においてなされた医療に係る支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年規則第 5 1 号）

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年規則第 1 0 号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格登録申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所

氏 名

（対象者との続柄： ）

電話番号

袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例第6条の規定により、精神障害者医療費等受給資格の登録を下記のとおり申請します。

記

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所			
	電話番号		個人番号	
保 護 者	ふりがな		対象者との関係	
	氏名			
	住所			
	電話番号		個人番号	
加 入 医 療 保 険	保険種別	社保・共済組合・国保・国保組合・後期高齢・その他（ ）		
	保険者名			
	被保険者名		個人番号	
	住所			
	記号番号			
治療状況	通院（ 自立支援医療（精神通院医療）・後期高齢者医療 ） ・ 入院			
振 込 先	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協 本店 ・ 支店			
ふりがな		口座番号	普通 ・ 当座	
	口座名義			

世帯調書

基準世帯員	氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号

同意書

精神障害者医療費等受給資格登録申請をするに当たり、下記の事項について、同意します。

記

- 1 精神障害者医療費等の受給資格の確認のため、受給資格を有する期間中における本人及び世帯員の住民基本台帳及び課税台帳について調査することに同意します。
- 2 高額医療及び高額介護合算療養費制度の該当となった場合、医療重複額についての調整に関する一切の手続を袖ヶ浦市長に委任することに同意します。
- 3 高額療養費の支給が該当となる場合
 保険者から高額療養費が未支給であるために、袖ヶ浦市が交付した給付金が過払いとなっている場合は、ア又はイに同意します。
 ア 私が保険者から高額療養費を受領するときは、袖ヶ浦市の過払い相当額を私が袖ヶ浦市に返還します。
 イ 袖ヶ浦市が保険者から過払い相当額を直接受領する場合は、それにより私に高額療養費が支給されたとすることに同意します。

氏 名

印

様式第2号（第4条関係）

付加給付等証明書

医療保険の種類			
被保険者証又は 共済組合員証の記号番号	記号	第	号
被保険者氏名			
被扶養者氏名		被保険者 との続柄	
療養付加給付等の内容	法定給付		
	その他の付加給付		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 健康保険組合又は共済組合 名称 氏名 連絡先			
			印

袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格証（新規・更新・再交付）				
受給資格番号				
対象者	ふりがな		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所			
	被保険者証等の記号及び番号		保険者名	
保護者（保護者による申請の場合）	フリガナ			続柄
	氏名			
	住所			
支給日	その都度文書により通知します			
受給資格認定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則第6条第1項の規定により、上記のとおり認定します。				
年 月 日				
袖ヶ浦市長				印

- 1 上記の認定に基づき、精神障害の治療費等の給付を受けようとするときは、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則に基づき、申請してください。
- 2 次の事由が生じた場合には、必ず届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所の変更
 - (2) 加入医療保険の変更
 - (3) 基準世帯員の異動
 - (4) 指定振込口座の変更
 - (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の受給を受けなくなったとき
 - (6) その他、医療費等の給付を必要としなくなったとき
- 3 偽りその他不正の手段により医療費等の給付を受けたときは、医療費等の全部又は一部を返還していただきます。

様式第4号（第6条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格認定却下通知書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付で申請のありました袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格登録申請については、下記の理由により却下しましたので、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

記

却下の理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第6条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格証再交付申請書							
対 象 者	フリガナ		性別	男・女	年齢	歳	生年月日
	氏名						年月日
保 護 者	フリガナ					電話	
	氏名						
再交付を申請 する理由	住所					電話	
	住所						
<p>袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格証の再交付を受けたいので、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則第6条第2項の規定により、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>袖ヶ浦市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">注 記名押印に代えて署名することができます。</p>							

添付書類

資格証を毀損又は汚損した場合にはその資格証

様式第6号(第8条関係)

袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格登録内容変更届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住 所
氏 名
(対象者との続柄:)
電話番号

下記のとおり精神障害者医療費等受給資格の登録内容に変更がありましたので、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例第7条の規定により届け出ます。

記

対 象 者	ふりがな		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所		電話番号	
	受給資格番号			
	有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

変更事由の発生日		年 月 日		
氏名	旧			
	新			
番 個 号 人	旧			
	新			
住 所	旧			
	新			
加 入 医 療 保 険	保 險 種 別	社保・共済組合・国保・国保組合・後期高齢・その他 ()		
	保 險 者 名			
	被 保 険 者 名		個 人 番 号	
	住 所			
	記 号 番 号			
振 込 先	銀行・金庫・組合・農協			本店・支店
	ふりがな		口 座 番 号	普通・当座
	氏 名			

- 注1 変更があった事項のみ記入してください。
2 記名押印に代えて署名することができます。

世帯調書

基準世帯員	氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号

様式第7号（第9条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名

精神障害者医療費等の給付を受けたいので、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例第8条第1項の規定により申請します。

対 象 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
保 護 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日	対象者との続柄	
医療保険の種類				
受給資格番号				
備 考				

- 注1 袖ヶ浦市精神障害者医療費等受給資格証の交付を受けている方のみ申請することができます。
- 2 保険医療機関等の発行する診療（調剤）報酬点数を明示した領収書を添付してください。
 - 3 入院による申請で社会保険加入の方は、「袖ヶ浦市精神障害者医療費等届出書」を請求する月ごとに必ず添付してください。
 - 4 記名押印に代えて署名することができます。

様式第8号（第9条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等届出書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

届出者

氏名

次のとおり精神障害者医療費等の給付を受けたいので、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

被保険者証等の記号番号	記号 第 号
受給資格者氏名	受給資格者住所

※ 上記は届出者が記入し、下記は医療機関で証明を受けてください。

医療機関証明書

（ 年 月診療分）

疾病名		診療開始日	年 月 日
診療日数	入院 日	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
保険請求点数	点	証明手数料	円

受給資格者については上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地
医療機関 名称
代表者

印

様式第9号（第9条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付認定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



精神障害者医療費等の給付について、袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付条例第8条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		給付 ・ 却下					
対象者氏名							
給付額		円					
給付 明細	月分	総医療費	自己負担額	高額療養費	付加給付額	手数料	給付額
		円	円	円	円	円	円
		合計					

(却下の理由)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第12条関係）

袖ヶ浦市精神障害者医療費等給付台帳					
受給資格番号					
対象者	ふりがな			性別	生年月日
	氏名			男・女	年 月 日
	住所			個人番号	
被保険者証等の記号及び番号				保険者名	
医療保険の種類					
付加給付					
保護者（保護者による申請の場合）		ふりがな			続柄
		氏名			
		住所			個人番号
診療年月日	入院・外来の別	支払年月日	請求点数	支払金額	医療機関名

